

一般社団法人イイネットワイド 会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人イイネットワイド（以下、「当法人」と称する）の定款に基づき、当法人の運営を円滑に行うために定めるものです。これによって、会員が当法人の運営および事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にすることを目的としています。

(会員)

第2条 「会員」とは、本規約を承諾の上、所定の方法にて入会を申し込むとともに、定められた会費を納入することで、当法人代表理事によって承認され、当法人に登録された、個人あるいは団体を指します。

(会員の種類)

第3条 会員は、個人会員・個人サポーター・団体会員の3種類とします。

(個人会員)

第4条 個人会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人代表理事に入会を承認された個人をいいます。また、当法人の運営に意見や助言を述べることができ、総会に参加する権利(但し議決権はありません)を有します。当法人が用意する特典の権利を有します。

(個人サポーター)

第5条 個人サポーターとは、当法人の目的に賛同し、当法人代表理事に入会を承認された、その活動に協力するために入会した個人をいいます。当法人の主催する講座や、当法人が用意する特典の権利を有します。但し、総会に参加する権利は有しません。

(団体会員)

第6条 団体会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人代表理事に入会を承認された、その活動に協力する団体をいいます。専用記事作成や映像配信、当法人が用意する特典の権利を有します。その上で当法人のニュースサイトに、同業種の他事業者・他団体の記事が含まれることを了承の上、入会することとします。総会に参加する権利を有しません(ただし議決権はありません)。

(入会)

第7条 会員として入会する場合は、入会申込書を代表理事に提出し、当法人代表理事の

承認を得る必要があります。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、入会を承認しないことがあります。

1. 入会申込書に虚偽の事項を記載している場合
2. 入会申込日より3ヶ月以内に会費を納入しない場合
3. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である個人や団体、または、それらを標ぼうする個人や団体。
4. その他、当法人が会員として不適当と判断するもの

(会員資格の解除)

第8条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決をもって、当該会員の資格を停止または除名することができます。

1. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
2. 会費を1年以上滞納した場合
3. 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
4. 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
5. 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
6. 本規約に違反した場合
7. 暴力団等である場合、または、自ら又は第三者を利用して、自身やその関係者が暴力団等である旨を認知させる言動をした場合
8. その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

(退会)

第9条

退会を希望する者は、別に定める退会手続きを取り、任意に退会することができます。なお、これまで納入された会費については、理由の如何を問わず、返還できません。

(規約の改定)

第10条

本規約に定めのない事項については、当法人の理事間会議の議決によるものとし、継続的に必要と判断される事項については、順次定めるものとします。

付則

第11条 本規約は、令和5年7月1日より有効となります。